

さいたま市告示第1020号

さいたま都市計画について公聴会を開催するので、さいたま市都市計画公聴会規則（平成14年さいたま市規則第101号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月22日

さいたま市長 清水 勇人

1 都市計画の種類、名称及び区域

(1) 種類

区域区分

用途地域

防火地域及び準防火地域

(2) 名称及び区域

名称 さいたま都市計画区域区分

さいたま都市計画用途地域

さいたま都市計画防火地域及び準防火地域

区域 川通地区（さいたま市岩槻区大字増長、大字大口、大字大野島、大字長宮の各一部）

2 都市計画案の閲覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年6月22日（月）から令和8年7月6日（月）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

(2) 場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市都市局都市計画部北部都市計画指導課

さいたま市都市局都市計画部南部都市計画指導課

さいたま市岩槻区役所区民生活部総務課

3 公聴会の開催の日時及び場所

次の表のとおり

| 日時 | 場所 |
|---------------------|-------------------------|
| 令和8年7月24日（金）午後7時から | 浦和コミュニティセンター 第10, 11集会室 |
| 令和8年7月25日（土）午前10時から | 岩槻駅東口コミュニティセンター ワツルームB |
| 令和8年7月26日（日）午前10時から | 大宮区役所201, 202会議室 |

4 公述申出書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年7月6日（月）まで

(2) 提出先

さいたま市長 清水 勇人（送付先：各閲覧場所）